

スズキグループ社員・退職者の皆様へ

団体扱自動車保険

スズキグループ専用
「団体扱割引」適用!



約33.5%OFF!

※注

一般契約保険料(概算) → 「団体扱割引等」適用後の保険料 (一時払の場合)
50,000円 → 33,250円 年間16,750円割安!!

※保険料は一例です。

※実際の保険料は、保険商品、ご契約の条件により異なります。

※注:表示の約33.5%割引は団体扱割引率30.0%に一般分割増分約5%の免除(または団体扱一時払による割引分5%)を乗算したものです。団体扱割引率30%は2024年9月1日から2025年8月31日までの始期日に適用されます。団体扱割引率は当該団体における損害率と契約台数で毎年見直され変動することがあります。一時払の場合:1-(1-団体扱割引率30%)×(1-団体扱一時払割引分5%) 分割払の場合:1-(1-団体扱割引率30%)÷(1+一般契約分割増分5%)

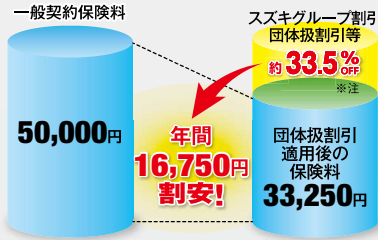
ノンフリート等級による割引

20等級の場合 (一部共済は除きます)
最大63%OFF

さらに

スズキグループ割引(団体扱割引等)

約**33.5%OFF**



団体扱自動車保険のPOINT

- ① 保険料は給与天引または口座振替** 現金のお取扱いはございません。
- ② ご家族の保険もご契約いただけます** 配偶者、同居の親族、別居の扶養親族の自動車もご加入いただけます。(他社のお車もOK)
- ③ 退職者も割引適用可能です** 6カ月以上勤務された方が対象です。(払込方法は口座振替となります)
- ④ 事故対応も安心!** 万が一の事故も24時間365日のサポート!大手保険会社で安心です。

団体扱自動車保険

新規契約・切替 ★各相談コーナーにお立ち寄りください。

新規契約



スズキ団体見積りサービス

現在ご契約中の自動車保険の保険料を見直しませんか?

- **8項目**の簡単な情報登録でご利用いただけます。
 - **1週間程**でお見積りをご案内します。
 - お見積りにあたり、**保険証券・自動車検査証記録事項**をご用意ください。
- 同居のご家族のお車もご契約できます。



ご利用手順

- ① 右の二次元バーコードを携帯電話・スマートフォン等で読み取ってください。
- ② スズキ団体扱自動車見積りサービスサイトで8項目入力。
- ③ 保険証券・車検証の写真をアップロード。
- ④ 送信日から一週間程度でお見積りをご郵送いたします。

二次元バーコード



※ご登録いただいた情報をもとに、所属団体へ本人確認を行わせていただく場合がございます。

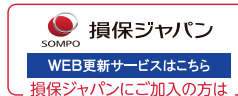
満期の更新



電話募集インターネット

●インターネット

スズキビジネスで検索! 弊社のホームページからお手続きできます。
<https://www.suzuki-business.co.jp/hoken>



ご都合の良い時間にパソコン、スマホでお手続きできます。
 ※一部お手続きのできない契約もございます。



●コールセンター

TEL. **080-3634-9346**

【受付時間】
 平日 9:00~18:00

無料 相談承り中!! \土、日もゆっくりご相談できます/

★保険相談コーナー篠原(土、日営業) ☎053-447-1718
 浜松市中央区篠原町21339(しのはらプラザ3F) ●営業時間 平日 8:45~18:30 土・日 9:45~18:30

★保険相談コーナー都田(土曜営業) ☎053-488-5700
 浜松市中央区大原町437-22(プラザ都田セルフSS内) ●営業時間 10:00~18:00(水曜・日曜定休)

取扱代理店

株式会社スズキビジネス 保険事業部

〒431-0201 浜松市中央区篠原町21339(しのはらプラザ3F)

TEL.053-447-1718 FAX.053-448-5417



引受保険会社



東京海上日動火災保険株式会社 担当課 静岡自動車営業部 スズキ室
 静岡県浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクトタワー10階 TEL.053-454-8946
 2024年6月作成 承認番号:24TX-001106



損害保険ジャパン株式会社 自動車開発第三部 スズキ室
 静岡県浜松市中央区旭町12-1 遠鉄百貨店新館 事務所フロア11F TEL.053-456-4932
 承認日:令和6年6月11日 承認番号:SJ24-03080

このチラシは、自動車保険(団体扱)の概要をご説明したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、取扱代理店にご請求ください。ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。●団体扱の対象となる方/ご契約者は、スズキ株式会社またはその系列会社の従業員の方(その団体から毎月給与の支払を受けている方)、および退職者にかぎりませんが、記名被保険者(ご契約のお車を主に使用される方)および車両所有者は、ご契約者の他、ご契約者の配偶者、ご契約者または配偶者の同居のご親族の方とすることができます。対象となる系列会社については取扱代理店までお問い合わせください。保険契約者が団体の構成員でなくなった場合や「保険料の集金に関する契約書」に定められた定足数不足により、団体扱特約が失効した場合は残りの保険料を一括してお支払いいただくこととなります。団体の構成員でなくなった場合は、取扱代理店までご連絡ください。本保険の対象となる社員・退職者の範囲には制限があります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。